

令和7年7月26日

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁護士 [REDACTED] 様
弁護士 [REDACTED] 様
弁護士 [REDACTED] 様

代理人弁護士らに対する近隣住民の素朴な意見及び感想

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

洋光台三丁目町内会長

冠省

さて、本日、昨日に、貴代理人弁護士らから2通の回答書が届いた。7/25以降の質問などの回答については、建築主及び弁護士事務所の夏休みの関係から、8/18以降となるとの記載であった。その旨、了解した。

そこで、建築主との相談が不要である、貴代理人弁護士らに対する意見・感想などが近隣住民の全家族から寄せられたので、下記に記載する。弁護士として熟読し、それに対しての弁護士としての矜持を明らかにされたい(回答期限8/8まで)。なお、「回答を差し控える。」との回答は、差し控えられたい。それは、住民に対し失礼千万である。

また、本日、昨日に届いた回答書及び8/1までに届く回答書に関しては、漸次、質問書を送付するので、8/18以降、適宜回答されたい。良い夏休みを過ごされたい。 不一

記

『代理人弁護士らへの意見・感想』

FJ ネクストの代理人なら、なぜ住民に会って話を聞かないのか疑問です。回答書も「回答を差し控える。」との文言ばかりで良く分かりません。FJ ネクストの代理人ならば、最優先に、住民との話し合いをすることが大事ではないでしょうか？ **Aさん**

命懸けで協議している住民の真剣さに対し、弁護士側には真剣さが微塵も感じられません。弁護士側がFJ ネクストと必要最低限の連絡を取り合っているのかさえ疑問に感じる回答内容ばかりです。「思料する。」の根拠がどこにも記載されておらず、論理的でないため、回答書を読む意味がありません。

私は、大学の教員でしたが、これが大学生のレポートなら、加点要素が見当たらないので、単位取得は無理となりますね。 **Bさん**

住民に諦めさせようとして、このような「暖簾に腕押し」的な回答を返し続けているのなら、全くの逆効果になっていることに気付いてください。そんな余裕もないようですね。住民は、弁護士さんの回答書を見て、住民の絆が一層強くなりました。 **Cさん**

弁護士さんたちのやり方に、余計にこちらの感情が逆撫でされ解決への道が遠のいていると感じます。弱者の味方と言われる職業でありながら、こんな仕事をしていることをどう考えているのか、単純に気になります。事務所の評判は、ガタ落ちなのではないでしょうか。 **Dさん**

専門的な資料を配っただけで説明したことにして、住民の質問にも回答しないというのは、住民を軽視していると思えません。工事による影響(震度、騒音、粉塵等)を受けるのは近隣住民です。建築後の日陰の影響等を永遠に受けるのも近隣住民です。今まで、建築主らがしっかりと対応出来なかったことで、不信感は増大し、今に至っています。一方的に配られた専門的な資料だけでは、住民の不安は払拭出来ません。以上のことを弁護士さんなら、しっかり理解し対応して欲しいと思います。 **Eさん**

「考える。」「思料する。」等、弁護士さんの回答とは思えません。住民が望む説明会の開催は、至極当然の権利だと思います。

説明を頂けないのであれば、住民は理解が出来ませんので、有害物資が120倍検出されたことの訂正については、訂正は差し控えさせて頂きます。訂正をお願いするのなら、その前に、住民が何回もお願いしている説明会を開催すべきと考えます。 **Fさん**

突然、FJ ネクストの代理人になりますと、弁護士先生方々より「受任通知」が届き驚きましたが、これで真面な回答が漸く聞けるかなと安堵しました。ところが、弁護士さんから回答書をもらう度に、不安だらけになります。

弁護士の先生方から、直接、住民の不安を取り除く真摯な説明をして頂きたいです。弁護士の方々は、何故「先生」と呼ばれるか良く考えて頂きたいものですね。 Gさん

配布された資料の説明を受けただけなのに、何故、弁護士さんも、建築主に同調し説明会を拒否するのか不思議です。多分、弁護士さんは理解出来ていないのでしょう。配布した資料の説明責任と立証責任は、建築主 FJ ネクスト若しくは代理人の弁護士さんにあります。いち早く、すべての説明会を再開してください。 Hさん

この弁護士さんは、面談を拒否し、書面の回答すら決まった文言の繰り返しで、何一つ回答していません。弁護士に、守るべき物があるにしても、これでは門前払いする為だけの都合の良い窓口になっています。弁護士が代理人をするのであれば、ちゃんとした回答をするべきと考えます。工事は、説明会をしっかりと行ってからですね。 Iさん

回答が、「回答を差し控えます。」、「考えます。」、「思料します。」では、何も主張をしていないのと同じですね。

私が国の代理人をしていた際に、裁判の場で多くの弁護士さんと準備書面のやり取りをしましたが、結論に至る論述がない書面を見たのは初めてです。説明を受けるまで、決して諦めません。何故なら、説明責任は代理人である弁護士さんらにあります。 Jさん

弁護士事務所の所長さんは、ホームページよれば、平成25年度に横浜弁護士会の会長をしていたそうですね。会長就任の挨拶文の中で、「人権擁護に関わる活動については、弁護士・弁護士会の使命として、力を入れてまいります。」との記事に触れました。今年の2月、極寒(零下4度)、屋外でのテント開催の説明会を、容認したことが、今でも忘れられません。止めるのが、弁護士の使命だったと感じています。 Kさん

国民からの切実な質問に対し、代理人の弁護士さんが何も回答をしないのは、国民の知る権利を侵害していませんか？ 弁護士会の会長をなされていたのであれば、そのような対応は、人権擁護と真逆の対応となり、間違いと感じますが、如何ですか？ Lさん
以上

※近隣住民のすべての家族からの意見・感想である(一家族から複数あり)。

※本書簡は、個人情報保護をうけて、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。